

〔報告第1号〕

会 務 報 告

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの会務の概況を、下記のとおり報告いたします。

令和7年2月19日

愛媛県町村会長 河野 忠康

記

◎ 会 議

1 総 会

(1) 定 期 総 会

第77回定期総会は、2月19日午前10時30分から「ANAクラウンプラザホテル松山」で県内9人の町長の出席を得て開催した。

総会は、河野会長の挨拶にはじまり、全国町村会長（代理・田名網全国町村会広報部長）から来賓祝辞を頂いた後、事務局より祝電披露があった。

まず、事務局から総会の議事に入る旨を宣言し、規約第11条の規定に基づき、河野会長が議長席に着き、議事録署名人に小野植内子町長、兵頭鬼北町長を指名し、次のとおり議事を進行した。

（報告第1号）「令和5年本会会務報告」を議長から報告し一同了承。

つづいて、議案第1号から議案第4号を審議した。（議案第1号）「令和6年度本会事業計画」、（議案第2号）「令和6年度本会会費の分賦方法」、（議案第3号）「令和6年度本会一般会計予算」、（議案第4号）「令和6年度本会特別会計予算」の4議案を一括上程し、審議の結果、異議なく原案どおり決定され、午前11時1分閉会した。

(2) 愛媛県町村会と愛媛県町村議会議長会との意見交換会

午後5時30分から「ANAクラウンプラザホテル松山」で、愛媛県町村議会議長会との合同で開催した。河野会長の挨拶に始まり、来賓の中村愛媛県知事、高山愛媛県議会議長の祝辞の後、来賓を囲んで意見交換会を行った。高門愛媛県町村副会長が閉会のことばを述べ、午後7時30分終了した。

2 臨 時 総 会

○第1回臨時総会

7月11日「愛媛県自治会館 2階 会議室」において開催した。

〈議 事〉

1 （認定第1号）令和5年度愛媛県町村一般会計歳入歳出決算

- 2 (認定第2号) 令和5年度愛媛県町村会特別会計歳入歳出決算
 - 3 (議案第1号) 令和5年度愛媛県町村会特別会計利益処分
- 3議案について事務局から説明があり、協議の結果、それぞれ認定又は決定された。

3 正副会長会

- 12月7日「愛媛県自治会館 3階 応接室」において「令和6年度第1回正副会長会」を開催した。

4 理事会

- 2月2日「愛媛県自治会館 2階 会議室」において第1回理事会を開催した。
(議事)

- 1 (議案第1号) 令和6年度愛媛県町村会事業計画
 - 2 (議案第2号) 令和6年度愛媛県町村会会費の分賦方法
 - 3 (議案第3号) 令和6年度愛媛県町村会一般会計予算
 - 4 (議案第4号) 令和6年度愛媛県町村会特別会計予算
 - 5 (議案第5号) 令和6年度全国町村職員生活協同組合愛媛県支部予算
- 5議案について事務局から説明があり、協議の結果、それぞれ決定された。

(その他)

- (1) 愛媛県町村会第77回定期総会について
 - (2) 令和6年能登半島地震に対するお見舞いについて
 - (3) 各団体役員就任状況について
- 事務局から内容を説明し、一同了承した。

5 全員連絡会

- 5月7日 令和6年度第1回開催

(県庁各課等からの提出議題協議事項)

- 1 第76回全国植樹祭(令和8年春 開催予定)への協力について
- 2 令和6年度町等公平事務委託費の負担について

(報告事項)

全日本自治団体労働組合(自治労)愛媛県本部からの要請書について

(協議事項)

- 1 令和6年度四国四県町村長・議長大会について
- 2 令和6年度町職員研修会実施計画について

(その他)

- 1 次回の本会臨時総会並びに全員連絡会開催について
- 2 行革甲子園について

○ 7月11日 令和6年度第2回開催

〈報告事項〉

- 1 町議会の議員報酬の適正化に関する決議について
- 2 能登半島地震の見舞金お礼状について
- 3 日本自治体労働組合総連合（自治労連）愛媛県本部からの要請書について
- 4 全日本自治団体労働組合（自治労）愛媛県本部からの要請書について

〈その他〉

- 1 愛媛県商工会連合会 県内23商工会及び連合会の職員数について
- 2 全国町村長大会前後の関係団体大会・会議等予定(第1報)について
- 3 次回の本会全員連絡会開催について
- 4 サマージャンボ・サマージャンボミニ宝くじの発売概要及び購入促進の依頼について

6 四国四県町村長・議長大会

9月24日午後2時から、「ANAクラウンプラザホテル松山」において、四国四県の連携をより強化するために、四国四県の町村長・議長ら170人が一堂に会して開かれた。

大会は、三谷本県町村議会議長会長の開会のことばがあり、四国四県町村会・議長会を代表して河野本県町村会長の挨拶ののち、玉井徳島県町村会会長が「宣言」を朗読し、決定。

次いで、中村愛媛県知事の代理として田中愛媛県特別参与、吉田全国町村会会長及び渡部全国町村議会議長会長からの祝辞の後、三宅愛媛県議会議長からのお祝いのメッセージが披露された。

次に協議に入り、議長に井下香川県町村議会議長会長を選出。次いで各提出議題の審議に移り、本県町村会理事の清水愛南町長から「地方税財政の充実・強化及び地方創生の推進について」並びに「医療・福祉施設の充実・強化について」を説明した。次に、そのほか別項の議題について、各県代表からそれぞれ提案理由を説明し、審議の結果、いずれも採択され、次項の「決議(案)」を池田高知県町村会会長が、「参議院選挙の合区の見直しに関する特別決議(案)」を松田徳島県町村会副会長が朗読し、同じく採択された。更に、丸尾香川県町村会副会長が「四国新幹線の整備促進に関する特別決議(案)」を朗読し、採択された。

次に、四国四県の魅力を発信するため「四国八十八箇所霊場と遍路道に関する共同アピール(案)」を、溝淵高知県町村会副会長が説明し、世界遺産登録実現に向けて積極的に活動を展開するよう、満場一致で決定された。

なお、決議事項の実行運動方法等については、四県の町村会会長並びに議長会会長に一任された。

最後に、谷川香川県町村会会長から閉会の挨拶があった。

閉会后、記念講演に移り、俳優で武闘家の藤岡弘、氏並びに俳優でモデルの天翔愛氏から「大人が変われば子供も変わる～世界を旅して知った日本の未来～」と題して、講演があった。

《四国四県町村長・議長大会提出議題》

- 1 地方税財政の充実・強化及び地方創生の推進について
- 2 医療・福祉施策の充実・強化について
- 3 南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の推進について
- 4 四国地方の交通基盤等の整備促進について
- 5 農林水産業・地域の活力創造について
- 6 脱炭素社会の実現に向けて

宣 言

四国には、四国八十八箇所霊場をはじめ、世界に誇れる独自の歴史・文化が根づいている。

また、多島美の瀬戸内海、黒潮躍る太平洋、美しい山々、素晴らしい田園風景など美しく豊かな自然があり、日本のふるさとの原風景が脈々と受け継がれている。

我々町村は、それぞれの地域が持つ豊かな自然、そこに暮らす人々の営み、そこから生まれた風習や伝統文化を大切にしながら、新たな価値を付加し、魅力ある地方を創生していかなければならない。

しかしながら、急速な少子・高齢化の進展、大都市圏への人口流出などにより、農林水産業をはじめとする地域経済のみならず、集落活動や地域文化の担い手不足などで、地域活力は低下の一途を辿っており、特に、中山間地域や離島においては、買い物や移動手段といった生活面での不安も抱え、近い将来、集落の消滅さえ危惧されている。

この非常に困難な状況を打開すべく、国と地方は「地方の再生なくして日本の再生なし」という強い信念を持ち、地方独自の創意工夫や国・地方の緊密な連携のもと、人口減少の克服と地方創生の充実・強化に総力を挙げて取り組んでいかなければならない。

我々、四国57町村長と議長は、人々がふるさとに誇りを持ち、希望と活力に満ち溢れた地域社会を実現するため、持てる限りの英知と努力を傾注することをここに誓うものである。

以上、宣言する。

令和6年9月24日

四国四県町村長・議長大会

決 議

- 1 地方財政の充実・強化を図り、地方創生を推進すること
- 1 医療・福祉施策を充実・強化すること
- 1 南海トラフ地震対策等、防災・減災対策の充実・強化を図ること
- 1 四国地方の交通基盤等を整備促進すること
- 1 農林水産業の振興対策及び地域の活力創造を積極的に推進すること

1 脱炭素社会の実現に向けた取組をより一層推進すること
以上、決議する。

令和6年9月24日

四国四県町村長・議長大会

参議院選挙の合区の見直しに関する特別決議

日本国憲法が昭和22年に施行されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきたが、平成28年以降、4度の合区による選挙が実施された。

その結果、比例代表に新たに「特定枠」が導入されたものの、投票率の低下や直接候補者と接する機会の減少、自県を代表する議員が出せないなど、合区を起因とした弊害が顕在化したままである。

これからの時代の「この国のあり方」を考えていく上で、多様な地方の意見が国政の中でしっかりと反映される必要があり、都道府県ごとに集約された意思として参議院を通じて国政に届けられなくなることは極めて問題であり、地方創生や安心安全な国づくりにも逆行するものである。

合区に対しては、地方六団体の全団体において合区の早期解消を決議しており、合区問題の抜本的な解決は「地方の総意」でもある。

については、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とするため、憲法改正も含め「参議院の合区解消」を早急に実現することを強く求める。

以上、決議する。

令和6年9月24日

四国四県町村長・議長大会

四国新幹線の整備促進に関する特別決議

全国各地で高速鉄道ネットワークの整備が着々と進む中、四国は全国の中で唯一新幹線の空白地帯となっており、四国地方の発展を図っていくためには、圏域内及び大都市を結ぶ高速交通ネットワークの整備が不可欠である。

2023年の政府の経済財政運営の指針「骨太方針」では、四国新幹線を含め1973年から基本計画路線にとどまっている路線の方向性について調査検討すると明記されており、四国知事会では「四国新幹線の整備は岡山ルート」で賛同し足並みが一致したところである。

北陸新幹線は敦賀まで開業し、その後、京都、新大阪まで、また、北海道新幹線は、2030年度末に札幌まで延伸する計画であるのに対し、四国新幹線は未だ、基本計画のままであり、整備計画への格上げに向けた取組を、さらに強化していく必要がある。

四国に新幹線が整備されれば、四国内における移動時間の大幅短縮のみならず、四国から移動できる範囲が大幅に広がることにより、交流圏と交流人口が拡大し、関西、九州など既存の新幹線ネットワークとの接続による広域交流圏が形成され、今後の我が国の経済成長をけん引する地方の発展を支え、地域活性化と未来に繋がるまちづく

りを促進するとともに、さらに2050年のカーボンニュートラル社会の実現のためにも、一日も早い整備が望まれている。

よって、国においては、四国新幹線について早急に整備計画への格上げ及び早期実現に向けた措置を講じられるよう強く求める。

令和6年9月24日

四国四県町村長・議長大会

「四国八十八箇所霊場と遍路道」に関する共同アピール

「四国遍路」は、徳島・高知・愛媛・香川の4県をつなぐ空海ゆかりの八十八箇所霊場をループ状に巡る全長1,400kmの壮大な寺院巡礼である。

この巡礼は、古くから一般庶民に定着し、それを地域社会が「お接待」と呼ばれるおもてなしの心で支えている。

遍路の基となる「思想・信仰」、実践する「場」、さらにそれを支える地域の「お接待」の三者が一体となった「遍路文化」は、空海が四国霊場を開創したとされる西暦815年から、1,200年余の長きにわたり脈々と受け継がれてきた。

こうした「遍路文化」に象徴される「四国八十八箇所霊場と遍路道」は、平成27年に文化庁により日本遺産として認定されているが、日本国内のみならず世界的に見ても普遍的価値のあるもので、文化財への関心や保護の意識を高め、人類全体の遺産として次代に引き継いでいくべきものであり、まさに、世界文化遺産にふさわしいものと言える。

四国の産官学民の関係団体は、四国遍路世界遺産登録推進協議会を設立し、国から示された課題の解決に向けた取組を進めており、平成28年8月には、文化庁に対して構成資産の保護措置や普遍的価値の証明などを盛り込んだ提案書を再提出したところである。

我々としても、引き続き国に対して、「四国八十八箇所霊場と遍路道」を長大なエリアに及ぶ生きた文化遺産として、この文化遺産が効果的に保存・承継できるよう、世界遺産候補暫定一覧表へ早期に追加記載することを強く求めるものである。

今後、我々は、関係者との連携を強化し、一層の機運の醸成に積極的に取り組むとともに、すべての人を温かく受け入れてきた「四国遍路」の素晴らしさを幅広く周知するなど、世界遺産登録に向け、四国が一体となって取り組むことを強くアピールする。

令和6年9月24日

四国四県町村長・議長大会

7 副町長会・総務課長会議

○8月1日午後3時から「NOSA I えひめ」において令和6年度副町長会・総務部課長会議を開催した。

協議事項は次のとおり。

- (1) 愛媛県市町振興課からの連絡事項
 - ・ 県・市町連携施策検討促進事業費について
- (2) 各町からの提出問題（情報交換テーマ）について
 - ・ 医療福祉専門職の確保について
 - ・ 地域おこし協力隊の任用及び定住状況について
 - ・ 定年前再任用職員の従事業務について
 - ・ 障がい者枠雇用者への勤務条件等の配慮について
 - ・ 定員の見直しについて
 - ・ 内国旅行の旅費の現状と今後の見直しについて
改正旅費法の施行に伴う旅費規定等の見直しについて
 - ・ 食糧費の支出について
 - ・ 行政改革・改善職員提案について
 - ・ 基金の運用方法について
 - ・ 公式LINEアカウントの運用状況及び課題について
- (3) その他
 - ・ 次期開催について

8 その他の会議

(1) 系統町村会等開催会議

- 1月25日 (一財)全国自治協会評議員会、全国町村会理事会・都道府県町村会
会、全国町村職員生活協同組合総代会
- 3月 7日 都道府県町村会政務担当職員研修会
- 4月11日~12日 全国町村会都道府県事務局長会議、全国町村会都道府県町村会事務局長
研修会
- 4月26日 全国町村会政務調査会全体会議・行政委員会、(一財)全国自治協会理事
会・都道府県町村会会長
- 5月 1日 四国四県町村会長・事務局長会議
16日~17日 災害共済事業等事務研修打合会
31日 全国町村会政調幹事会・政調幹事会各委員会
- 6月19日 (一財)全国自治協会評議員会、全国町村会政務調査会全体会議・行政
委員会、全国町村会理事会、全国町村職員生活協同組合通常総代会
- 6月21日 本会会計監査
- 7月 4日 全国町村会理事会・都道府県町村会会長会
- 9月 4日 全国町村会 災害共済事務連絡会議
5日 全国町村会理事会・都道府県町村会会長会
12日~13日 災害共済関係事業等加入推進及び火災予防運動等関係事務打合会
- 30日~10月 1日 全国町村会政務調査会行政委員会
17日 全国町村会理事会・都道府県町村会会長会・政務調査会
- 11月19日 全国町村会理事会・都道府県町村会会長会・全国町村長大会運営委員会
20日 全国町村長大会
27日 全国町村会 政調幹事会・都道府県町村会事務局長会議・災害共済事務
連絡会議

(2) 各種関係会議

- 2月 2日 令和5年度第2回愛媛県医療審議会
5日 愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり推進本部会議
6日 西日本建設業保証株式会社 令和5年度 愛媛保証事業審議会
7日 日本赤十字愛媛県支部 令和5年度第2回評議員会
〃 令和6年北方領土返還要求全国大会
20日 第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会 第1回幹事会
〃 交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部運営会議
21日 令和5年度愛媛県献血推進計画策定検討委員会
- 3月11日 令和5年度第2回DMO推進委員会
15日 第5回愛媛県地域日本語教育総合調整会議
〃 令和5年度愛媛県林業労働力育成協議会
18日 令和5年度第2回愛媛県障がい者施策推進協議会

- // 愛媛県自転車新文化推進協会 デジタルマーケティング・サイクリスト
 誘客促進事業企画提案型プロポーザル審査
 19日 松山空港利用促進協議会 理事会
 // 第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会第2回総会
 21日 (公社)愛媛県畜産協会 令和5年度 臨時総会
 // (公財)愛媛腎臓バンク 令和5年度第4回理事会
 22日 令和5年度えひめ愛フード推進機構幹事会(第2回)
 25日 令和5年度公益財団法人愛媛の森林基金理事会(第4回)
 28日 (公財)愛媛県国際交流協会 令和5年度第4回理事会
 29日 (公財)えひめ産業振興財団 評議員会
 4月 1日 愛媛県信用保証協会 令和6年度 第1回理事会
 26日 愛媛県新幹線導入促進期成同盟会 令和6年度総会
 5月10日 (一社)内外情勢調査会松山支部懇談会
 14日 愛媛県租税教育推進協議会 幹事会
 24日 (公財)愛媛県国際交流協会令和5年度事業報告及び決算に係る監事監査
 // アウトオブキッザニアinえひめ 第1回実行委員会
 6月 3日 愛媛県農業信用基金協会 役員推薦会議
 4日 令和6年度公益財団法人愛媛の森林基金理事会(第2回)
 5日 日本赤十字社愛媛県支部 令和6年度第1回評議員会
 // 令和6年度愛媛県自転車新文化推進協会総会
 6日 愛媛県社会福祉協議会 第237回理事会
 // (一社)愛媛県発明協会 令和6年度第1回理事会
 12日 愛媛県スポーツ振興会 令和6年度第1回理事会
 // 令和5年度愛媛県障がい者スポーツ協会事業報告(案)及び収支決算(案)
 会計監査
 13日 第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会第2回幹事会
 14日 (公財)えひめ産業振興財団 評議員会
 18日 (公財)愛媛県スポーツ振興事業団 令和6年度第1回評議員会
 20日 愛媛県新幹線導入促進期成同盟会 幹事会及び担当課長会
 26日 (公財)愛媛県国際交流協会 令和6年度第1回評議員会
 7月 1日 愛媛県農業信用基金協会 第62回通常総会
 // 愛媛県農業信用基金協会 令和6年度第3回理事会
 4日 第9回えひめ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議
 5日 (一社)内外情勢調査会松山支部懇談会
 18日 松山空港利用促進協議会 第1回松山空港将来構想検討会
 22日 令和6年度松山空港利用促進協議会 総会
 26日 令和6年度愛媛県人口問題総合戦略推進会議
 8月 1日 愛媛県精神保健福祉協会 理事会
 27日 令和6年度愛媛県消防協会理事会(第2回)
 9月 4日 (一社)内外情勢調査会松山支部懇談会

- 〃 松山空港利用促進協議会 第2回松山空港将来構想検討会
 6日 令和6年度愛媛県県民総合文化祭実行委員会（第2回）
 11日 令和6年度愛媛県住宅建設振興協議会 第2回運営委員会
 10月 3日 （一社）内外情勢調査会松山支部懇談会
 11日 愛媛県教育委員会 令和6年度「小・中学生のふるさと学習作品展」の
 特別賞等作品審査会
 11月11日 （一社）内外情勢調査会松山支部懇談会
 14日 令和6年度第1回愛媛県高齢者保健福祉計画等推進委員会
 18日 令和6年度 第2回子どもの愛顔応援県民会議
 25日 令和6年度愛媛地方税務協議会
 12月16日 令和6年度愛媛県バイオマス利用活用促進連絡協議会
 24日 松山空港利用促進協議会 第3回松山空港将来構想検討会
 25日 第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会 第3回幹事会

（3）式典等

- 1月 4日 2024年年賀交歓会
 1月11日 愛媛県人権対策協議会 2024年年賀交歓会
 3月30日 自由民主党愛媛県支部連合会第68回定期大会
 4月17日 松山空港国際線旅客ビル拡張工事完成式典
 23日 春の園遊会
 25日 愛媛県人権対策協議会第64回定期大会
 5月22日 （公財）愛媛県消防協会 令和6年度愛媛県消防大会
 7月28日 第34回愛媛県消防操法大会
 8月15日 愛媛県戦没者追悼式
 21日 第63回交通安全県民大会
 10月 4日 総務大臣表彰式
 8日 令和6年度 第72回愛媛県社会福祉大会
 11月 3日 令和6年度愛媛県教育文化賞授賞式、令和6年度愛媛県功労賞授賞式
 12日 令和6年度愛媛県人権・同和教育研究大会 全体会
 12月15日 砥部町合併20周年記念式典

◎ 要望等

1 要 望（陳情）

・ 5月30日・31日 令和7年度 国の施策等に関する提案・要望

令和7年度政府予算の編成及び政策の決定に当たり、県並びに市町の発展にとって重要不可欠な提案・要望（項目のみ抜粋）を重点施策として取りまとめ、本会及び愛媛県、愛媛県市長会との連名により、国に対して要望を行った。

令和7年度 国の施策等に関する提案・要望

平素、愛媛県並びに県内市町の行政の推進につきまして、格別の御高配を賜り、深く感謝を申し上げます。

現在、我が国は、混迷する国際情勢をはじめ、能登半島地震等の大規模災害、想定をはるかに上回るスピードで進行する少子化・人口減少、デジタル技術の急速な進展など、複数の大きな変動要因に直面しており、難しいかじ取りが求められる変革期を迎えていると感じています。

こうした中、愛媛県では、県内人口100万人を確保し将来的な人口構造の若返りを目指す「えひめ人口減少対策重点戦略」の下、自然減と社会減の双方に歯止めをかけるべく、地域全体で危機感を共有し、県民総ぐるみで対策に取り組むほか、人口減少による国内市場の縮小を見据え、欧州・アジアへの農林水産物の輸出拡大や、インバウンド誘客の促進に向けたプロモーション等、海外展開の強化による地域経済の活性化に全力を傾けております。

また、西日本豪雨災害からの創造的復興はもとより、能登半島地震の教訓をふまえ、南海トラフ地震等の大規模自然災害に備えた防災・減災対策を推し進めるとともに、地域の活力創出に不可欠なDXを推進するため、行政・暮らし・産業のあらゆる分野における積極的な政策展開と合わせて、デジタル人材1万人の輩出を目標に掲げ、協定を締結した県内4大学との連携により、次代を担う人材の育成・確保に努めているところです。今後も、多様化・複雑化・高度化が進むさまざまな県政課題を決して先送りすることなく、種をまいてきた施策の更なる成長・ステップアップと、将来を見据えた新たな仕掛けとの両輪で、「愛顔あふれる愛媛づくり」にまい進して参ります。

国におかれましては、デジタル技術の活用等により一層の地方創生を図られますとともに、持続的な賃上げや民需主導による安定的な成長の実現、少子化対策・こども政策の抜本強化など、重要課題への取り組みに力を注がれているところではありますが、本県の施策を実効性あるものとするためには、財源の確保はもとより、防災・減災対策や地域経済の活性化に欠かせない社会資本の整備、地域の実情に即した事業を推進する上での各種制度の創設や見直しなど、これまで以上に強力な国の御支援が必要です。

つきましては、本県の現状や課題をふまえ、愛媛県並びに県内市町の発展に重要不可欠な提案・要望項目を重点施策として取りまとめましたので、令和7年度政府予算の編成および政策の決定に当たりまして、格別の御理解、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

愛媛県知事	中村時広
愛媛県市長会長	武智邦典
愛媛県町村会長	河野忠康

《要 望 項 目》

【最重点項目】

I 人口減少対策

- 1 人口減少対策の抜本的強化について
- 2 少子化対策・子育て支援の充実について
- 3 女性活躍・仕事と家庭の両立を推進する取組の充実・強化について
- 4 地域力の創造について
 - 〔1〕地域を担う人材力の強化
 - 〔2〕企業版関係人口の創出・拡大に向けた支援
- 5 きめ細かな不登校対策等の推進について
- 6 教員の働きがいのある魅力的な職場づくりについて
- 7 医師確保対策について
 - 〔1〕医師確保対策の充実強化
 - 〔2〕災害医療従事者の育成・確保への支援
- 8 ドクターヘリの運航に対する支援等について
- 9 災害・感染症対応医療機関の危機対応機能強化と経営健全化に係る財政支援の拡充について

II 防災・減災対策

- 10 西日本豪雨災害により被災したかんきつ産地の復興について
- 11 肱川緊急治水対策の推進について
- 12 南海トラフ地震・津波避難対策の推進について
- 13 地域の実情を踏まえた防災・減災対策の推進について
 - 〔1〕大規模災害から住民の生命・身体及び財産を守るための防災・減災対策の総合的な推進
 - 〔2〕地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の推進
 - 〔3〕社会インフラの戦略的な維持管理・更新の推進
 - 〔4〕南海トラフ地震に対応した海岸保全施設整備の推進
 - 〔5〕総合的な土砂災害対策の推進
 - 〔6〕治水事業の推進
 - 〔7〕水道施設の防災対策等の推進
 - 〔8〕公共施設等の耐震化の促進
- 14 伊方発電所の安全対策の強化等について
- 15 能登半島地震の教訓等を踏まえた原子力防災対策の充実・強化について
- 16 四国の鉄道の維持・活性化について
 - 〔1〕四国の新幹線の早期実現
 - 〔2〕ローカル線の維持・確保
- 17 高規格道路の整備推進について
 - 〔1〕高速道路ネットワークにおける「3つのミッシングリンク」の早期解消
 - 〔2〕高速道路ネットワークの機能強化・利便性向上

III 地域経済の活性化

- 18 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長について
- 19 外国人材受入れの拡大及び円滑化に向けた支援の充実・強化について
- 20 農林水産物の輸出拡大について

- 21 アコヤガイ稚貝のへい死への対応について
- 22 松山空港の機能拡充について
 - 〔1〕ターミナル地域の整備促進
 - 〔2〕空港受入体制の充実・強化
 - 〔3〕進入管制空域の返還
- 23 訪日誘客支援空港に対する支援の継続・拡充について
- 24 四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載について

IV デジタル技術の活用

- 25 地域で活躍するデジタル人材の育成・確保への支援について
- 26 D Xの推進を通じた地域経済活性化や諸課題解決に向けた支援の充実について
- 27 次世代のデジタル人材を育む教育D Xの推進について

V 持続可能な社会の実現

- 28 海洋ごみ対策について

【重点項目】

I 人口減少対策

- 29 特別支援教育の充実に向けた支援について
- 30 安全・安心な教育環境整備の促進について
- 31 全世代対応型「地域における知の拠点」による地域の持続的発展を担う小中高生（次世代人材）の育成・支援体制の構築について
- 32 地域の実情に応じた地域医療介護総合確保基金の見直しについて

II 防災・減災対策

- 33 地域全体で取り組む「流域治水」の推進について
- 34 J R松山駅付近連続立体交差事業等の整備促進について
- 35 命を守り暮らしを豊かにする港湾の整備について
 - 〔1〕松山港、東予港など主要港湾の整備推進
 - 〔2〕カーボンニュートラルポート(C N P)の推進に係る総合的な支援の充実
- 36 地域公共交通ネットワークの維持・確保について

III 地域経済の活性化

- 37 海事産業の支援の強化について
- 38 産業創出支援の強化について
 - 〔1〕スタートアップ支援の強化
 - 〔2〕高機能素材を活用した産業創出への支援
 - 〔3〕事業承継・第二創業等に向けた対策強化
- 39 職業能力開発施策について
 - 〔1〕地域の実情を踏まえた職業能力開発促進施策の拡充・弾力化
 - 〔2〕「若年者入職促進措置」における若年者の技能検定受検料減免措置対象者の再検討
- 40 強いえひめ農業を支える基盤整備の推進について
- 41 かんきつ産地の体質強化について
- 42 家畜伝染病に対する防疫体制の強化について
- 43 畜産経営支援対策の強化について
- 44 林業の成長産業化に向けた支援の強化について
- 45 持続可能な水産業の確立に向けた技術開発の強化について

- 46 地方が取り組む新たな研究開発の支援について
- 47 海外における日本の地名の商標登録問題への取組強化について
- 48 地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の総合的な推進について
- 49 次世代のトップアスリートの発掘・育成に対する支援等の充実について
- 50 障がい者スポーツ振興への支援の拡充について
- 51 地方の文化芸術施策への支援拡充について

IV デジタル技術の活用

- 52 デジタルトランスフォーメーション(D X)の推進に係る情報通信基盤の整備促進について

V 持続可能な社会の実現

- 53 脱炭素社会の実現に向けた施策の拡充について
- 54 循環型社会の形成に向けた取組の強化について
- 55 エネルギーの安定供給の維持・確保について
 - 〔1〕再生可能エネルギーの導入促進
 - 〔2〕エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化
 - 〔3〕SS（サービスステーション）過疎対策
- 56 リスクから県民の命を守る安全・安心な生活基盤の充実について
 - 〔1〕警察基盤の強化
 - 〔2〕交通安全施設更新事業の計画的な推進

・ 11月1日 「愛媛地方税滞納整理機構」への支援に関する要望

この要望は、「愛媛地方税滞納整理機構」に対する補助金、県職員の派遣について、引き続き県・市町が連携して、市町税・個人県民税等の徴収率向上に万全を期さなければならない。そこで、同機構を安定して運営するためには、県からの補助金及び管理職員の派遣は欠かせないことから、本会及び県市長会との連名により、県知事・県議会議長に対し面談等により要望を行った。

「愛媛地方税滞納整理機構」への支援に関する要望

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、県内の地方自治の振興発展に格別のご尽力を賜っておりますことを心から厚くお礼申し上げます。

さて、愛媛地方税滞納整理機構は、県内全市町で構成する一部事務組合として、平成18年4月1日に設立されました。

以来、今日まで県ご当局の積極的な支援等によって市町税・個人県民税等の徴収に多大の成果を上げており、とくに機構設立後の効果額としては18年間で185億円5千2百万円余に及ぶとともに、完納件数、完納率及び徴収率ともに高い水準で順調に推移するなど、税の公平性の確保と財政難に苦慮する県内市町の財政健全化に大きく寄与しております。

しかしながら、依然として市町税・個人県民税等の滞納額は多額であり、この解消を図るとともに、納税環境を整備するためには機構の存続が不可欠であります。

つきましては、引き続き県と市町が連携して徴収率の向上に万全を期すため、次年度以降も県の補助金及び管理職員の派遣についてご支援くださいますよう、愛媛県市長会、愛媛県町村会の総意により強く要望します。

令和6年11月1日

愛媛県市長会長 武 智 邦 典
愛媛県町村会長 河 野 忠 康

・ 11月29日 四国四県町村長・議長大会決議事項の実現方要望

9月24日愛媛県松山市で開催された「四国四県町村長・議長大会」の決議事項については、関係方面へ文書をもって要望するとともに四県会長が上京の機会にそれぞれ強力に要望することとなったため、本県選出国會議員、各県知事、県議會議長、県主管部長・課長に面談等により実現方を要望した。

[要望書提出先]

政 府＝内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官（3人）

国 会＝衆議院議長、副議長、内閣委員長、総務委員長、財務金融委員長、文部科学委員長、農林水産委員長、経済産業委員長、国土交通委員長、厚生労働委員長、参議院議長、副議長、予算委員長、四国四県選出衆・参国會議員

政 党＝自由民主党（総裁、最高顧問、副総裁、幹事長、総務会長、政務調査会長）、公明党（常任顧問、代表、副代表、幹事長、政務調査会長）、立憲民主党（代表、幹事長）、日本維新の会（代表）、国民民主党（代表、幹事長）、日本共産党（幹部会委員長、書記局長）

そ の 他＝全国町村会長、全国町村議會議長会会長、四国四県知事、同県議會議長、同主管部局長・課長

令和6年11月29日

殿

四国四県町村長・議長大会

愛媛県町村会会長	河 野 忠 康	㊟
愛媛県町村議會議長会会長	三 谷 喜 好	㊟
高知県町村会会長	池 田 三 男	㊟
高知県町村議會議長会会長	筒 井 公 二	㊟
徳島県町村会会長	玉 井 孝 治	㊟
徳島県町村議會議長会会長	春 田 裕 計	㊟
香川県町村会会長	谷 川 俊 博	㊟
香川県町村議會議長会会長	井 下 良 雄	㊟

四国四県町村長・議長大会決議事項の実現方要望について（要望）

平素は、地方自治の振興発展の為格別の御指導、御協力を賜り深謝申し上げます。

さて、去る9月24日愛媛県松山市において四国四県町村長・議長大会を開催し、満場一致をもって別添のとおり決議いたしましたので、これらの実現について格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 地方税財政の充実・強化及び地方創生の推進について

（要 旨）

町村は、自主財源の乏しい中、自ら徹底した行財政改革を断行し、人口減少社会への対応、生活関連社会資本の整備、教育・文化の振興、農林水産業の振興、資源循環型社会の構築、国土保全など諸課題に積極的に取り組んでいる。

また、四国地方では、加速度的に進む少子高齢化や大都市圏への人口流出が地域の活力や経済活動に深刻な影響を与えており、我々、町村においても、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限発揮して地域づくりを進めているところである。

さらに、こども・子育て政策や防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策や脱炭素化など、取り組むべき課題が山積し、町村の財政需要が増大している。

よって国においては、地方税財政を充実・強化し、地方創生の取組を強力に推進するため、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 財源の充実について

(1) 地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、過疎・辺地・離島等の条件不利地域のあらゆる補助事業の補助率に地域条件を加味すること。

また、国の施策により新たな行政需要が生じた場合、必要となる財源については、同水準ルールの外枠で適切に措置し、単位費用の減額による地方一般財源総額の調整を行わないこと。

なお、地方は国を大きく上回る行財政改革を実施する中で、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、基金の積立を行っているところであり、基金の増加を理由に地方歳出の削減を行わないこと。

(2) 公共施設の除却等に関する地方債の特例措置は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理計画に基づく公共施設等の除却について、経費の90%を地方債で充当できるところであるが、自治体による地域再編整備等が円滑に実施できるよう当該地方債に封して交付税措置等の財政支援を拡充すること。

(3) ゴルフ場利用税は、所在町村特有の行政需要に対応しており、不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(4) 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、制度の根幹を揺るがす見直しや、国の経済対策に用いることのないよう、現行制度を堅持すること。

- (5) 過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、地方創生に係る交付金や地方交付税等の充実により財政基盤を強化するとともに、過疎地域の多様な財政需要に対応できるように過疎対策事業債の必要額を確保し、対象事業の拡大、充実・強化を図ること。
- (6) 町村において、コミュニティバスやデマンドタクシー、自家用有償旅客運送等は地域公共交通として欠かすことのできないものとなっていることから、地域の実情に応じた規制の見直しや町村の取組を支援するとともに、財政措置を充実・強化すること。
- なお、自家用車活用事業の実施を希望する地域に対し、円滑な導入に向けた支援措置を講じること。
- (7) ICTを効果的に活用した教育が推進できるよう、ICT環境整備（GIGAスクール構想）の費用に係る財政措置を継続・拡充するとともに、端末等の維持更新費用、学習用ソフトウェア等についても財政支援すること。
- (8) 町村におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進にあたっては、専門人材や財源の確保が課題となっていることから、人的・財政的支援及び情報提供を行うとともに、町村の人材育成を支援すること。
- また、条件不利地域を含めたすべての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含むすべての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、町村が独自に行うデジタル技術を活用した地域社会の活性化・課題解決に係る事業に要する経費については、財源の乏しい町村の実状や条件不利地域等のハンディキャップも考慮し、十分な技術的・財政的支援を行うこと。
- (9) すべての町村が地域の特性・実情に応じてグリーン社会の実現に取り組めるよう、総合的な交付金・基金等の創設をはじめとする支援策を講じること。
- (10) 今後、市町村事務処理にかかる標準的なシステムへの移行を推進する際には、新システムの導入経緯に鑑み、財政及び運用の両面について、万全の支援を講じること。

2 地方創生の推進について

- (1) 人口減少の克服と地方創生を実現するため、国は東京圏への一極集中や地域間格差是正など構造的問題の解決に向けて積極的に取り組むとともに地方が自立して効果的な取組を継続することができるよう、安定した十分な財源を確保すること。
- (2) 町村が策定した第2期の地方版総合戦略に基づく事業を円滑に実施できるよう、地域再生計画の認定及び地方創生推進交付金の交付に係る申請手続きの簡素化を図ること。
- また、地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とするとともに、その規模も拡充し継続的な交付金とすること。
- さらに、地方負担分については、確実に地方財政措置を講じること。
- (3) 昨年、「こども家庭庁」が発足したが、少子化対策は総合的な取り組みが必要であり、「子ども・子育て支援新制度」を拡充強化すること。
- また、保育士の人材確保、処遇改善や乳幼児の医療費無料化を国の制度として実施するなど、子育てのしやすい環境を整えること。

- (4) 地方大学や専門学校等は、地域活性化に不可欠であり、地方に若者を留める受け皿となっている。コロナ禍以降においてDXが急激に進むなか、地方から大都市圏への人の流れを変えていくために、地方大学等の魅力を高める取組に対して支援を行うなど、地方における教育機関の機能を強化し、積極的に地方の人材確保を図ること。
- (5) 地方における雇用の創出のため、地域資源や強みを活かした成長産業育成のほか、ITベンチャー企業など新しい分野や商品にチャレンジする企業を積極的に支援すること。
- (6) 地域資源を活用したコンテンツの造成による観光客誘致を推進するとともに、同一地域への来訪の高頻度化や滞在の長期化等、観光需要の質的な変化に沿った観光地域づくりにより地域経済の活性化を目指す取組に対し、積極的に支援を行うこと。
- また、地域活性化に寄与することが期待される関係人口の拡大に向けて支援の拡充を図ること。
- (7) 町村の山間部の集落においては、地上デジタル放送の難視聴地域があり、難視聴解消のための共同受信施設を受益者が自己資金で設置・管理して対応している。今後、施設老朽化等による修繕や更新に伴う費用の増加が見込まれていることから、住民の不安払拭及び負担軽減のためにも、民間事業者によるインターネットを利用した地上波テレビ配信サービスの提供地域拡大の加速化を促進すること。

2. 医療・福祉施策の充実・強化について

(要 旨)

少子高齢化が急速に進む中山間地域では、医師不足、専門診療科不足が深刻であり、地域医療の維持・確保が難しくなっている。

また、少子化の進行は、生産年齢人口の減少による経済活動の縮小に加え、超高齢社会の到来に伴う社会保障負担の増大など、近い将来、国家的な危機を招きかねない課題となっている。

一方で、「地域医療を支える医師の確保、育成」、「包括的かつ継続的な医療提供体制の確保」などの地域医療姑策、「子育て支援」、「働き方改革」などの少子化対策、更には「自立した日常生活の営みの実現」、「積極的な社会参加の実現」などの障がい福祉施策等に対する住民ニーズは、高度化、多様化している。

また、介護保険制度については、介護ニーズの高度化・多様化に対応しうる人材の確保・質的向上が喫緊の課題となっている。

こうした中、町村がそうしたニーズに応え、地域住民が安心して日常生活を過ごせるようにするためには、きめ細やかな医療、福祉施策を着実に進めていかななくてはならない。

よって、国においては、総合的な医療・福祉・少子化対策を充実・強化するため、次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- (1) 地方における医師や看護師、医療従事者の不足に対して、計画的な育成、確保を推進するとともに、診療科偏在・地域偏在の抜本的な解消、恒久的に

医師や看護師、医療従事者が確保できる仕組みを早急に確立すること。

また、地域医療を支えるべき地等の診療所の運営・維持に積極的な支援を行うこと。

- (2) 市町村が実施している子どもの医療費助成等の地方単独事業に係る国庫負担金・調整交付金の減額措置について、未就学児までの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担の減額措置は平成30年度から廃止されたところであるが、本来、医療費助成は国が統一的に行うべきものであることから、未就学児までの医療費助成に係る減額措置に限らず直ちに全面的に廃止するとともに、国の制度として子どもの医療費助成制度を創設し、町村の財政状況に関係なく、医療を必要とする乳児・幼児・児童に対し、適切な医療が無料で提供できる環境を整えること。

また、子どもの医療費に限らず、重度障がい者やひとり親家庭等の医療費の一部負担への助成を行っている地方自治体への国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置を廃止すること。

- (3) 子ども・子育て支援新制度のさらなる質の改善に必要な財源確保を含め、長期的な視点に立ち地域の実情に合った少子化対策の実施を可能とするため、自由度が高く、事業の継続実施が可能となるしっかりとした財政支援措置を講じること。

- (4) 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施について、国と地方の役割分担や負担の在り方について、地方と十分協議すること。

また、事務処理等について引き続き丁寧な説明を行うとともに、実施に支障がないよう万全の措置を講じる他、事務負担の増に伴う人件費及びシステム改修費をはじめとする諸費用等について財政支援を行うこと。

- (5) 慢性的な保育士不足の解消に向けて、潜在保育士の活用や保育士の処遇改善に重点を置いた雇用管理改善などの働く職場の環境改善への取組を更に推進すること。

- (6) 児童生徒を交通事故や生活上の事故及び地震等の災害から守るため「交通安全」、「生活安全」、「災害安全」の「安全三領域」に対して、自分の命は自分で守る防災・安全知識や技術を身につけさせる教育の徹底と質的向上のために、授業時間の確保や教員のスキルアップをはじめとする人的体制の強化を図ること。

- (7) 障がい者福祉施策については、サービス確保の観点から、市町村が行う障がい児・者の福祉サービスを実施するために必要な相談支援事業所の運営費補助制度を創設するなど、地方公共団体の負担軽減に向けた抜本的な見直しを検討するとともに、相談支援員の確立に向けた持続可能な制度を目指すこと。

- (8) 介護保険における「保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金」の規模別の評価に係る区分については、地域資源や体制等の前提条件が大きく異なる保険者が同じ区分にならないよう、人口規模を考慮するなど、見直しを行うこと。

また、評価指標による保険者の取組の「見える化」の一環として市町村の得点獲得状況が一般公開されたが、各保険者の取組に表層的な優劣をつけることにより、保険者の制度運営に支障を来さないよう、最大限考慮すること。

- (9) 医療療養病床から介護医療院への移行による介護保険料への影響を軽減するため、介護保険料の財政措置を増やすこと。

- (10) 今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年3,400億円の公費投

入を確実に実施するとともに、今後の医療費や国保税の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。

また、国民健康保険の普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能については、引き続き堅持すること。

- (11) 市町村国保を含め保険者が実施する生活習慣病の発症や重症化予防対策の取組は、今後ますます重要となることから、若年層の早い段階から全国統一基準で健診等を実施できるよう特定健診の対象年齢を引き下げるとともに、その際の市町村国保に生じる経費については、現行の特定健診等の費用と同様に国が責任をもって財源措置を行うこと。

また、国保の保健事業への助成額についても上限枠を拡大すること。

- (12) 国保制度改革に伴う県と市町村の役割分担や各種制度の見直し等により、システムの更改等が必要となる場合には、そのための経費について、国の責任で全額措置すること。

- (13) 予防医学、医療技術及び製薬技術等の進歩により、効果のある先進医療や薬剤が国民に提供できるようになってきたが、一方で子宮頸がん予防ワクチンの接種後の副反応などが現実に発生しており、その予防や救済支援などの対策については、既に国や自治体で対策が講じられているものの、こうした副反応と製剤の因果関係及び治療法の早期究明と、より手厚い有症状者の救済支援や通常の手当では不足する交通費等を独自に助成している自治体への助成制度の創設を図ること。

- (14) 介護離職ゼロを達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善、介護人材の広域的確保により介護サービスを支える介護人材の確保に引き続き取り組むこと。

また、中山間地域等の条件不利地域においてもサービス提供事業者等による居宅サービスが適切に提供できるよう、新たな支援策を講じること。

- (15) 今後の地域医療構想調整会議では、国が関与することなく開催され、地域医療における医療提供体制を確保するという観点から、地域住民の命と健康をどう守り続けていくかということをメインテーマに議論すること。

その際には地域住民、医療関係者、自治体関係者などの声を真摯に受け止めて、必要な病床を確保するという観点で議論を進めること。

- (16) 児童虐待防止のため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づく、町村の体制整備に必要なかつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。

- (17) 居住地の別に関わらず、母子健康事業や、保健・福祉・医療等の関係機関の連携によって効果的な運営がなされ、妊産婦や乳幼児が安心して健康な生活が出来るよう、一貫性のある支援を行うこと。特に、産前・産後うつをはじめとするハイリスク群は産科施設の多職種による早期の適切な支援により予防効果があることから、精神科あるいは心療内科と円滑に連携可能となるようなシステムを構築すること。

- (18) 認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」という。）を利用する場合にはグループホームの住所地に住民登録を行うことになっているが、グループホーム所在地の市町村以外から入所した場合、所在地の市町村の財政負担が大きくなり、また、住民が施設に住民登録をしないまま入所するケースが出るなど、介護保険サービスと行政サービスのずれが生じることからグループホームは特定地域密着型介護サービスとして、介護保険制度におけ

る「住所地特例」として追加し、「住所地特例」の適応範囲を拡大すること。
(19) 風しんに関する追加的対策については、町村が混乱なく円滑に事業を遂行できるように、必要な対策を講じること。

3. 南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の推進について

(要 旨)

未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降も、本年1月に発生した令和6年能登半島地震、8月に発生し南海トラフ地震臨時情報が初めて発表された日向灘を震源とする地震や、近年頻発化する豪雨災害等により、全国各地で甚大な被害が相次いでいる。

地域に暮らす人々の命と暮らしを守ることは、我々に課せられた最大の使命であり、安全安心な地域社会を実現し、持続可能な活力ある地域を創生するためには、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の取組を一層推進することが喫緊の課題である。

これらの課題に着実に対応できるよう、我々は地域住民とともに、これまでの地域の防災対策を見直す中で、想定を超えた事態にも対応できるように、地域における支え合いの仕組みなどを早期に構築し、真に災害に強い安全・安心なまちづくりに取り組んでいかなければならない。

よって、国においては、四国地方の実情を強く認識し、南海トラフ地震対策等防災・減災対策の充実強化を計画的かつ着実に進めるため、次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 南海トラフ地震対策の推進について

- (1) 住民の生命・財産を守る災害に強い県土づくりを進めるために、海岸・河川堤防の耐震化や嵩上げを迅速かつ強力に促進する必要があることから、南海トラフ地震対策を推進するための予算の確保及び財政支援措置の充実強化を図ること。
- (2) いつ、どこで地震・津波が発生するのか予測不可能であることから、地震や津波を即時に検知できるように南海トラフ全体での観測体制を構築し、四国地域全体の地震及び津波の調査・観測・伝達体制の強化を図ること。
- (3) 南海トラフ地震対策のうち、用地取得を伴う防災・減災関連事業を迅速に行うため、事業認定を簡素化すること。
- (4) 避難場所や浸水拡大防止等、高規格道路が有する副次的な防災機能の活用など、「防災・減災対策」を強化すること。
- (5) 社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画事業などの中に、南海トラフ地震対策特別措置法における避難対策特別強化地域枠を創設し、交付金嵩上げ等の財政的支援制度を充実させ、市町村が実現可能な津波リスクの無い「安全な住宅地の形成」を図る制度を創設すること。
- (6) 行政・教育機関などの公的施設や主要な医療・福祉施設の高台移転について、必要な財政支援措置を講じること。
- (7) 震災に強いまちづくりのため、各種公共施設の耐震性の向上、農業用ため池における防災工事の推進、上下水道施設の耐震化の促進、地震・津波対策

としての河川管理施設・海岸保全施設・津波避難タワー、緊急輸送路確保のための道路の整備、橋梁の耐震化、法面の防災対策、防災拠点となる都市公園の施設整備、港湾・漁港の整備や土砂災害からの保全、さらにはハード整備と併せたハザードマップの作成などへの安定的な予算を確保するとともに、国費率の嵩上げを行うこと。

また、中山間地域における孤立防止対策など震災対策を推進すること。

- (8) 沿岸部においては津波により甚大な被害が想定されることから、津波浸水想定区域外への災害支援拠点を整備する制度を創設すること。
- (9) 住宅の耐震対策に必要な財源を確保するとともに、簡易な耐震改修をはじめ耐震改修と併せて行うリフォームや感震ブレーカーの設置等、火災予防対策も補助的に追加すること。
- (10) 南海トラフ地震臨時情報に関する国民の理解が深まるよう、国において継続的に啓発を行うとともに、自治体が実施する同情報の啓発に対する人的支援や財政の支援の実施、事前避難における災害救助法の適用の拡充などの措置等の充実・強化を図り、「防災対策」の実行性を確保する体制づくりを行うこと。

2 防災・減災対策の推進について

- (1) 国土強靱化基本計画及び計画に位置付けられた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、計画的な事業執行に有効な当初予算で措置するとともに、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

また、国土強靱化基本法に基づく「実施中期計画」を踏まえ、対策期間の終了後についても、市町村が安心して国土強靱化に取り組めるよう、積極的な対策を継続すること。

- (2) 「緊急浚渫推進事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、迅速かつ、効果的な事業運営が図られるよう、対象事業を拡充するとともに、事業期間の延長を図ること。

また、津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域にある耐震性のない公営住宅等の建替えに係る一般財源相当額について「緊急防災・減災事業」の対象にするなど、財政支援の更なる拡充を行うとともに、事業期間の延長を図ること。

- (3) 河道閉塞など大規模な土砂災害の危険性がある箇所調査を進めるとともに、土砂災害発生時における安全避難施設及び避難路や、被災後における代替的な避難道の確保など孤立集落対策を進めること。
- (4) 海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業を始めとした土砂災害防止事業及び治山治水事業を推進すること。

特に、最近の集中豪雨等の災害の多発を踏まえ、防災・減災の観点から、水源地域における治水やダム放流等の在り方を再検討するほか、災害の発生のおそれがある老朽ため池や急傾斜地等の危険個所の整備を推進するため、必要額を確保すること。

- (5) 氾濫や越波などの水害及び土砂災害の未然防止や軽減、また災害予防が確実に実施できる仕組みを構築するとともに、河川改修事業・海岸事業・砂防事業・治山事業等の早期整備を推進すること。
- (6) 防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進し、とりわけ橋梁・トンネルの修繕や点検に関しては、技術的支援の体制整備や必要な財

政支援措置を講じること。

- (7) 頻発する災害からの復旧復興を円滑かつ確実に進めるため、国と地方が行っている災害復旧事業と災害復旧に必要な幹線道路の維持修繕を行うための新たな財源を確保すること。
- (8) 住民の避難施設など極めて公共性・公益性の高い施設建設を円滑に進めるため、所有者不明土地などについては、用地取得によらず、地方自治体において例えば、地上権と同様の権利を設定し、そのような土地が有効利用できる法制度を検討すること。
- (9) 被災者の安否確認や、負傷者等の救命、更には医療活動の状況の把握・共有が図られるような携帯電話や通信衛星等を活用した通信手段の構築など、情報通信手段の確保や、避難者に対する精神面のケア、救援物資等の受入れや配布などの体制整備に伴う制度の確立と財政支援措置を講じること
- (10) 住民の生命・財産を守る地域防災力の更なる充実強化を図るため、消防団、自主防災組織等の維持・充実や地域での防災活動活発化のための、さまざまな人的・財政的支援を拡充すること。
- (11) 上下水道・簡易水道・下水道事業を将来的にわたり安定的に継続することができるよう、十分な支援を行うこと。とりわけ、災害発生時でも水道水の安定供給を確保するため、管路をはじめとした水道施設の耐震性の強化、応急給水用資機材や非常用貯水施設の整備等について、必要な財政支援措置を講じること。
また、広域的な連携強化体制の構築も重要であることから、技術的・人的支援を強化すること。
さらに、地理的条件等により広域的な連携の効果を得ることのできない小規模な事業に対する支援措置を講じること。
- (12) 防災行政無線のデジタル化をはじめとする消防防災設備・装備の整備及び更新について、財政措置を充実強化すること。
- (13) 土砂災害警戒区域内にある既存の避難施設が、避難者の滞在時に土砂災害等で被災しないよう、被災防止対策を実施するための財政的支援を講じること。
また、土砂災害特別警戒区域から、土砂災害警戒区域への指定変更を可能とする安全対策のための交付金などの支援措置を創設すること。
- (14) 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域にある耐震性の無い公営住宅等の建替え等に係る一般財源相当額について、緊急防災・減災事業債の対象にする等、財政支援の更なる拡充を行うこと。
- (15) 災害対策基本法をはじめとする関係法令や国の計画に「事前復興」を定義付けるとともに、地方の取組を総合的に支援する交付金などの支援措置を創設すること。
- (16) 感染防止のため多様化する避難形態について、それぞれの地域の実情に応じた仕組みの構築や施設整備を更に強化できるよう、十分な財政支援を講じること。

4. 四国地方の交通基盤の整備促進について

(要 旨)

四国8の字ネットワークは、本州四国連絡高速道路と一体となって、全国の高

速交通ネットワークを形成し、物流をはじめとする様々な経済活動や交流を促進するとともに、災害時に緊急輸送道路の確保の面からも、極めて重要かつ根幹的な交通基盤である。

将来にわたって持続可能な地域公共交通を構築することは、地方創生に向けて、四国地方が地域の強みを生かした様々な取組を進め、都市や地域間がより緊密に連携し自立的に発展するため、そして、平時の救急医療をはじめ、昨今の頻発する自然災害等への備えなど住民が安全で安心な生活を営んでいくために、今まさに、その早急な整備が求められている。

さらに、現在、国において進められている「地方創生回廊」構想を実現するためには、高速道路網等の整備とあわせて、全国で唯一の新幹線空白地域である四国地方に、新幹線が整備されることは必要不可欠である。

よって、国においては、次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- (1) 四国地方の活性化や自立的発展に必要不可欠で、かつ緊急時に「命の道」となる四国8の字ネットワークについては、ミッシングリンクの解消及び現在暫定2車線となっている区間の4車線化を含め、一日も早い整備を図ること。
- (2) 道路整備の遅れた国道・県道・市町村道・生活道については地域の実情を認識し、経済性や効率性のみを優先することなく、地域の孤立化を防ぎ、救助・救護活動の支援や緊急物資の輸送などにおいて、地方が必要としている道路に対して十分な予算を確保し、計画的で着実な整備が可能となるよう措置すること。
また、道路の老朽化について、点検、診断に対する財政措置を充実させ、町村負担の軽減を図るとともに、次回点検以降は、健全性に応じた点検手法が可能となる点検・診断システムの構築を図ること。
- (3) 地域公共交通網の維持・確保及び充実のため、十分な財源措置を講じるとともに経営基盤が脆弱な交通事業者に対して、経営の安定化が図られるよう必要な支援の拡充や仕組みの再構築を図り、地域が戦略的に公共交通活性化に向けた取組に対する支援制度を創設すること。
- (4) 四国新幹線の整備計画格上げに向けた法定調査に取り組むこと。
- (5) 経営基盤が脆弱なJR四国や第三セクター鉄道に対して、将来にわたる路線の維持・確保に向け、経営の安定化が図られるよう、必要な支援の拡充や仕組みの再構築を図ること。

5. 農林水産業・地域の活力創造について

(要 旨)

農山漁村は、農林水産業を通じて地域の経済を担い住民の生活の場となっているだけでなく、食料の供給や国土の保全等の役割に加え、再生可能エネルギー蓄積、災害時のバックアップ等新たな可能性を有していること、また田園回帰の強い動きが見られること等、多面的かつ公益的な役割を担う地域であり、国民共通の貴重な財産である。

しかしながら、中山間地域が多い四国地方においては、人口の減少や高齢化が

著しく、農林水産業のみならず集落活動や地域文化の担い手さえ不足するなど、地域活力は低下の一途を辿っている。

特に、中山間地域では、農林水産業の生産条件が不利な状況に加え、生産・流通コストの増嵩や、新型コロナウイルス感染拡大による影響などにより、農林水産業の経営は一層厳しさを増している。

さらに、地域での生活を支え合う基盤であった集落が衰退するほか、買い物や移動手段といった生活面での不安を抱えるなど、様々な課題にも直面している。

国においては、農山漁村が直面している危機的な状況を真摯に受け止め、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の目指す、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の構築に向けた取組を積極的に推進することが必要である。

よって、国においては、農林水産業・地域の活力創造を推進するため、次の事項について、早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 農林水産業の振興について

(1) 急峻で狭小な農地が多く、規模拡大による競争力強化が極めて困難な条件不利地域である中山間地域では、施設園芸農業など付加価値の高い農業経営について規模拡大や経営の効率化や生産基盤の強化など、生産性や農業所得の向上に繋がる対策を強化するとともに、新規に就農しやすい営農条件を整備すること。

また、安心して営農が続けられるよう地域の実情や需要に応じて米づくりを推進すること。

(2) 日本の原風景ともいえる農林水産業の営み、とりわけ農業については、貿易自由化の推進により競争力の弱い中山間地域の農業に大きな影響が懸念されていることから、国の責任において、中山間の小規模経営体においても将来にわたり持続可能な農業経営を行うことができるような施策の実行や必要な予算を拡充すること。

(3) 新たな食料・農業・農村基本法に基づく次期基本計画の見直しにあたっては、「産業政策」と「地域政策」が「車の両輪」であることを堅持し、「地域政策の総合化」の視点から、農村政策の一層の充実を支えるような改正を行うこと。

また、国と自治体が農村社会の目指す姿を共有し、政策の内容や財源の在り方について協議を行うため、農政に関する国と自治体との協議の場を設けるとともに、各地域にとって最適な政策が実施できるよう、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金（仮称）」を創設すること。

(4) 地域農業の担い手の育成・確保に当たっては、多様な経営形態や地域の実情に応じた対策を拡充し、継続的に支援すること。

また、「新規就農者育成総合対策」については、新たに農業を志す全ての人が交付対象となるよう、所要額を十分確保するとともに、交付要件の緩和及び交付額の拡充を行うこと。

(5) CLT等の普及、公共・公用建築物を含む非住宅分野での木造化の推進、間伐材等の利活用の推進及び木質バイオマスのエネルギー利用に関する支援を強化するため、「林業・木材産業循環成長対策交付金」の所要額を確保し、国産材の安定供給と品質向上のための体制を確立すること。

- (6) 「森林・林業基本計画」の対応方向で示された①森林資源の適正な管理・利用、②「新しい林業」に向けた取組の展開、③新たな山村価値の創造、④木材産業競争力の強化を着実に推進するため、十分な支援を行うこと。
- (7) 森林の経営管理を担う意欲と能力のある林業経営者の育成や林業就業希望者を支える仕組みとして、林内路網整備や高性能林業機械導入などのハード整備に加え、人材確保のための経費やスキルアップ研修などのソフト経費も含めたパッケージとなった制度を創設すること。
- (8) 森林資源を有効活用するため、大規模な施業委託型林業とともに新たな事業者が参入しやすい小規模林業を推進するための制度を創設すること。
- (9) 「森林・林業基本計画」を着実に実施するとともに、森林経営管理制度の円滑な運用により森林整備が推進されるよう、地域の実情に合わせた体制整備に資する国及び県による支援の強化を図ること。
- また、市町村における森林・林業行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額（林野水産行政費）の測定単位に「森林の傾斜地面積」を考慮すること。
- (10) 森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図り、地球温暖化対策としての森林吸収量2.0%(2013年総排出量比)を確保するとともに、豊富な人工林資源を循環利用し、木材の安定供給体制を構築するためには、施業の集約化を図り、間伐や路網の整備、主伐後の再造林等を推進する必要があることから、持続可能な林業の推進に必要な予算を確保すること。
- (11) 2050年カーボンニュートラルに寄与する林業・木材産業のグリーン成長を実現し、山村の活性化を図るため、「森林・林業基本計画」に基づいた各施策を着実に推進し、十分な支援を行うこと。
- また、人口減少や高齢化等に伴う担い手不足や新規就業者の定着率の低下を踏まえ、林業従事者が安定して働くことができるよう支援を講じること。
- (12) 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、公共の建築物はもとより一般の住宅を含めた建築全般の木材利用を促進すること。
- また、今後も木材の安定した取引が続くよう支援するとともに、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用を進めるためにも、若い人達が地域にとどまれるよう、夢と希望を持って働ける仕事場の整備と担い手確保のための財政的な支援をすること。
- (13) 漁業所得の向上を目指し、漁村地域自らが策定する「浜の活力再生プラン」や「浜の活力再生広域プラン」の着実な推進に対する支援を強化するとともに、次代を担う意欲ある担い手の育成・確保に向けた支援の充実を図ること。
- また、水産物の安定供給と漁村地域の維持発展に向け、ハード・ソフト両面からのきめ細かな支援を実施すること。
- (14) まぐろ・かつお類の日本近海への来遊量を増やすため、科学的根拠に基づく資源管理措置の強化・見直しを提案し、資源の持続的利用が図られるよう、関係国に封し引き続き強く働きかけること。

2 農山漁村の活性化について

- (1) 農山漁村地域の活性化に当たっては、都市と農山漁村の共生・対流の推進に向け、地域の特性に応じた都市住民との連携や地域コミュニティの再生、学校教育等における子ども滞在型農山漁村体験教育の推進に対する総合的な封策の拡充を図ること。

なお、「青少年自然体験活動等の推進に関する法律案」を早期に制定すること。

- (2) 食料安全保障の観点から、国際情勢の変化等に長期的に対応し得る農林水産業の生産力強化、農山漁村の活性化に向け、将来を見据えた万全の対策を講じること。

また、食料自給率の目標達成に向け、国民に安全・安心な農産物を安定して供給できる体制を整備するとともに、食料自給率の維持・向上を図ること。

- (3) 「日本型直接支払制度」の事業の実施に当たっては、農業・農村を支える人材の確保及び事務負担の軽減を図るとともに、地域の実情に応じた交付単価の見直しを行うなど、安定的に制度を運営できるよう支援策を拡充し、必要な財源を確保すること。

- (4) 「多面的機能支払交付金」については、農村の美しい景観の維持・再生及び自然環境の保全を推進するため、支援策の拡充・強化を図り、必要な財源を確保すること。

- (5) 鳥獣被害対策については、市町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達しているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、関係省庁や関係機関との連携の下、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。

また、「鳥獣被害防止対策交付金」については、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵の整備等の対策の拡充を図り、必要な財源を確保すること。

さらに、狩猟者の負担軽減など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図るとともに、処理加工施設の充実や関係事業者の連携促進等を図り、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援すること。

- (6) 「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づき、市町村における再生可能エネルギーが円滑に導入されるよう、財政支援措置を拡充すること。

また、「農業農村整備事業」による小水力発電の売電収入を地域に還元できる仕組みづくりの推進を検討すること。

- (7) 農山漁村の生活の基盤である集落機能の維持・再生に向け、都市との交流、移住・定住の促進、生活交通の確保、コミュニティ活動の支援など、集落封鎖策を総合的に推進するための支援策を充実・強化すること。

- (8) 農林漁業者は、国産農林水産物の急激な需要の落ち込みや価格下落、ロシア・ウクライナ情勢による化石燃料や肥料、飼料など生産資材価格等の高騰により収入減となっていることから、価格・収入安定対策や販売促進、需要喚起等により、停滞する経済活動が復活するまで支援を継続・強化すること。

6. 脱炭素社会の実現に向けて

(要 旨)

近年は、国内外で深刻な気象災害が多発しており、今後、地球温暖化の進展に伴う気候変動の影響によるリスクがさらに高まることが予想されるなど、地球温暖化対策は喫緊の課題となっている。

2015年に開かれた第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」という長期目標が掲げられた。

さらに2023年に開催された第28回締約国会議（COP28）では、最終合意文書「UAEコンセンサス」が全会一致で採択され、2050年までのネットゼロを達成するた

めに、エネルギーシステムにおける化石燃料からの脱却の加速について言及された。

わが国においては、2030年の温室効果ガス46%減並びに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする 2050年カーボンニュートラルの実現に向け「地域脱炭素ロードマップ」が策定されるなど、脱炭素に向けた動きが加速化している。

そのような中、多くの市町村においても「ゼロカーボンシティ宣言」が行われ、各地域で温室効果ガス排出実質ゼロに向けた取組が進められている。

については、脱炭素社会の実現に向けた取組を着実に進め、持続可能な社会を未来の世代へ引き継いでいくため、国において、次の事項について格別の措置を講ぜられるよう要望する。

記

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、先行地域のみならず、意欲ある町村が積極的に活用できるよう、交付要件の緩和や予算の拡充を図るとともに、地域の特性に応じて脱炭素化に取り組む全ての町村を支援できる十分な財源を継続的・安定的に確保すること。

(2) 「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」の目標は、国・県・市町村の連携はもとより、事業者や国民が一丸となって取り組まなければ達成できない難しい課題であるため、広く国民に対して、脱炭素の意識を醸成する情報発信、啓発を行うとともに、地球温暖化対策や省エネルギー行動を意識したライフスタイル、ワークスタイルへの転換を促進する施策を行うこと。

(3) 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、豊富な天然資源を有する農山漁村では再生可能エネルギーの導入を促進し、需要地に届けるための系統を増強していくことが必要であることから、送電網整備のマスタープラン策定にあたっては、再生エネルギー導入ポテンシャルが高い地域の基幹系統の増強を優先的に行うこと。

また、ローカル系統の増強にあたっては、送配電事業者と発電事業者が費用を負担することになっているが、基幹系統の増強の際に活用予定の「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を、ローカル系統の増強にも活用するなど、より系統の増強が促進されるような施策を早期に講じること。

更には、基幹系統・ローカル系統の増強には一定の期間を要することから、それまでの間については、早期に、ノンファーム型接続の物理的な系統接続が行えるようにすること。

(4) 脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの活用や排出ガスの抑制という点で、公共交通機関の利用促進も重要な施策と考えられるため、交通インフラの更新なども含め、地域交通機関の運行支援対策を講じること。

(5) ロシアのウクライナ侵攻により、エネルギー資源の深刻な供給不足が懸念される。資源に乏しいわが国は、エネルギー供給のうち、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料が80%以上を占めており、そのほとんどが海外への依存であり、現在、エネルギー自給率は10%を下回っている。

エネルギー安定供給の観点からも、この改善を図っていくことが急務となるが、再生可能エネルギーの活用推進、省エネルギーの推進、脱化石燃料など脱炭素の取組を推進することにより、エネルギー自給率の改善を図り、安定的なエネルギー需給構造を確立すること。

・ 11月20日 全国町村長大会要望35項目

11月20日に開催された全国町村長大会において満場一致で採択された要望事項について、本県の河野会長及び高門副会長等が本県選出国會議員に対して、実現方を要望した。

なお、「要望書」等（項目のみ抜すい）は、次のとおり。

要 望 書

- 1 大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化
- 2 地方創生の推進
- 3 町村自治の確立
- 4 町村財政基盤の確立
- 5 デジタル化施策の推進
- 6 地方創生の実現に向けた国土政策の推進
- 7 環境保全対策の推進
- 8 地域保健医療対策の推進
- 9 少子化対策とこども・子育て政策の推進
- 10 障害者保健福祉施策の推進
- 11 介護保険制度の円滑な実施
- 12 医療保険制度の安定運営の確保
- 13 国民年金事務の一元化の実現
- 14 地域共生社会の実現
- 15 教育施策等の推進
- 16 農業・農村対策の推進
- 17 林業・山村対策の推進
- 18 水産業・漁村対策の充実
- 19 道路・河川・生活環境等の整備促進
- 20 地域商工業振興対策等の推進
- 21 観光施策の推進
- 22 町村消防の充実強化
- 23 暴力の根絶と安全・安心のまちづくりの充実強化
- 24 参議院議員選挙における合区の解消等
- 25 エネルギー対策の推進
- 26 過疎対策等の推進
- 27 豪雪地帯の振興
- 28 半島地域の振興
- 29 離島地域の振興
- 30 人権擁護の推進
- 31 米軍機による低空飛行訓練について
- 32 北方領土の早期返還
- 33 竹島の領土権の確立
- 34 尖閣諸島海域における領海侵犯
- 35 国民保護・安全対策等の推進

◎ 台風への早期の対応要請

愛媛県知事より、本会会長に連絡があり、県内の9町に対して台風10号への対応のお願いを通知した。通知内容は、次のとおりである。

媛町発第1450号
令和6年8月28日

各町長様

愛媛県町村会
会長 河野 忠康
(公印省略)

台風10号接近に伴う早期の対応要請について

8月28日現在、日本の南の海上に台風10号が発生し、中心付近の最大風速は50m/s(最大瞬間風速70m/s)と非常に強い勢力で日本列島に接近しており、愛媛県には、8月31日(土)未明に最も接近する可能性があるとして予報されています。

本日、中村知事から台風10号の接近に伴い暴風や高波・高潮、大雨による土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒し、早めの備えが必要である旨、連絡がありました。

つきましては、最新の気象情報等に留意し、避難所の開設、地域住民への避難等の注意喚起を行うなど危機意識を共有するとともに、台風10号への早期の対応をお願いいたします。

◎ 自治研修等

1 令和6年度町職員研修会

令和6年度 町職員研修会実施計画

愛媛県町村会

- 1 目的 地方分権の進展や地方財政の悪化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、自治体職員に求められる役割は一層重くなっている。こうした中、地方公務員としての高い倫理観と使命感を育み、本格化する分権型社会を担うとともに、時代の変化に的確に対応できる人材を育成することを目的とする。
- 2 研修名 (1)新規採用職員研修 令和6年度の新規採用職員を対象(2日)
(2)初級職員研修 勤続2年~3年の職員を対象(2日)
(3)中級職員研修 勤続4年~5年の職員を対象(1日)
(4)係長職員研修 係長相当の職にある者を対象(1日)
(5)人物試験評価者講習(1日)
(6)法制執務研修(1日)
(7)管理職員研修(1日)
- 3 実施場所 (1)松山市男女共同参画推進センター
実施方法 (2)~(4)愛媛県自治会館、NOSAIえひめ等
(5)オンデマンド方式
(6)・(7) eラーニング方式
- 4 研修時期 (1)新規採用職員研修 令和6年6月25日~26日
(2)初級職員研修 令和6年8~9月頃(予定)
(3)中級職員研修 令和6年9~10月頃(予定)
(4)係長職員研修 令和6年9~10月頃(予定)
(5)人物試験評価者講習 令和6年6月頃(予定)
(6)法制執務研修 令和6年6月頃(予定)
(7)管理職員等研修 令和6年8月頃(予定)

(1) 新規採用職員研修

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、新規採用職員研修会（新規採用職員を対象）を松山市男女共同参画推進センターで開催した。

研修会受講者数は105人

△ 研修実施科目・時間表

令和6年度町新規採用職員研修会日程

1日目

日時：令和6年6月25日（火）

場所：松山市男女共同参画推進センター(コムズ) 5階 大会議室・会議室5

研修時間	研修テーマ・講師
9:50~10:10	受付・開場
10:10~10:20	開会
10:30~11:00	会長講話 愛媛県町村会長 河野 忠康
11:10~12:10	「地方公務員共済制度」 愛媛県市町村職員共済組合 北村 知子 氏
12:10~13:20	休憩
13:20~14:50	「自己啓発・マナー」 全日本作法会 山辺 桂子 氏
15:00~16:30	「電話応対」 テルウェル西日本 祁答院 千秋 氏

2日目

日時：令和6年6月26日（水）

場所：松山市男女共同参画推進センター(コムズ) 5階 大会議室・会議室5

研修時間	研修テーマ・講師
8:50~ 9:00	受付・開場
9:00~10:30	「公務員のあり方」 愛媛県市町振興課 藤田 将文 氏
10:40~12:10	「地方自治・財政・税のしくみ」 愛媛県市町振興課 佐藤 由紀 氏
12:10~13:20	休憩
13:20~14:50	「公文書の作成と扱い方」 愛媛県市町振興課 渡邊 浩樹 氏
14:50~	閉会

(2) 初級職員研修会

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、初級職員研修会（勤続2年～3年の職員を対象を対象）をNOSAI えひめで開催した。

研修会受講者数は47人

△ 研修実施科目・時間表

令和6年度初級職員研修会日程

1日目

日 時：令和6年8月20日（火）

場 所：NOSAI えひめ 5階 会議室

研修時間	研修テーマ・講師
10:00～10:20	受付・開場
10:20～10:30	開 会
10:30～12:00	「地方自治制度」 愛媛県市町振興課 係長 佐藤 由紀 氏
12:00～13:10	休 憩
13:10～14:40	「地域おこし」 ミカタスイッチ株式会社 社長 納堂 邦弘 氏
14:50～16:20	「クレーム対応」 テルウェル西日本 祁答院 千秋 氏

2日目

日 時：令和6年8月21日（水）

場 所：NOSAI えひめ 5階 会議室

研修時間	研修テーマ・講師
8:50～ 9:00	受付・開場
9:00～10:30	「地方公務員制度」 愛媛県市町振興課 主幹 渡邊 浩樹 氏
10:40～12:10	「地方財政制度」 愛媛県市町振興課 係長 近藤 恭平 氏
12:10～13:20	休 憩
13:20～14:50	「選挙制度」 愛媛県市町振興課 係長 吉田 直史 氏
15:00～15:10	閉 会

(3) 中級職員研修会

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、中級職員研修会（4～5年の職員を対象）をNOSAI えひめで開催した。

研修会受講者数は34人

△ 研修実施科目・時間表

令和6年度中級職員研修会日程

中級職員研修会

日時：令和6年10月2日（水）

場所：NOSAI えひめ 5階 会議室

研修時間	研修テーマ・講師
9:50～10:10	受付・開場
10:10～10:20	開会
10:30～12:00	「プレ管理職研修～効率的な仕事をする上で抑えるべきポイント」 IMソリューションズ株式会社 岡本 陽 氏
12:00～13:10	休憩
13:10～14:40	「官民連携による持続可能な観光まちづくり」 株式会社いよぎん地域経済研究センター 向井 清子 氏
14:40～14:50	休憩
14:50～16:20	「防災について」 愛媛大学大学院 教授 森脇 亮 氏
16:30～16:40	閉会

(4) 係長職員研修会

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、係長職員研修会（係長の職員を対象）をNOSAI えひめで開催した。

研修会受講者数は20人

△ 研修実施科目・時間表

令和6年度係長職員研修会日程

係長職員研修会

日時：令和6年10月8日（火）

場所：NOSAI えひめ 5階 会議室

研修時間	研修テーマ・講師
9:50～10:10	受付・開場
10:10～10:20	開会
10:30～12:00	「男性育休が当たり前の社会に」 株式会社いよぎん地域経済研究センター 續木 美和子 氏
12:00～13:10	休憩
13:10～14:40	「Z世代の部下とのコミュニケーション」 IMソリューションズ株式会社 岡本 陽 氏
14:40～14:50	休憩
14:50～15:50	「地域づくり」 愛媛県市町振興課 課長 雲峰 隆光 氏
16:00～16:10	閉会

(5) 人物試験評価者講習

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、人物試験評価者講習（町の面接試験担当者を対象）は、昨年度に引き続き、参集形式での開催は中止し、各町においてオンデマンド方式で視聴する研修会を「実施要領」により開催した。

「優れた人材を確保するために」

公益財団法人日本人事試験研究センター

研修講師 武廣 巖 氏

令和6年度人物試験評価者講習実施要領

愛媛県町村会

1 研修目的

近年、町の職員採用試験において、人物重視の観点から、面接試験の比重が高まっている。一方、面接試験は、面接者の主観的判断が働きやすいため、面接者相互間で評価結果が異なる場合があるなど、その弱点も指摘されている。

このことから、面接試験の基礎知識、質問の技法、評価の技法を修得することにより、今後の面接試験の適切な実施に寄与することを目的とする。

2 研修動画配信期間 令和6年6月21日（金）～令和6年7月26日（金）

3 研修講師

公益財団法人 日本人事試験研究センター

4 研修受講対象者

面接試験官及び面接試験担当者

(6) 令和6年度法制執務研修会

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、法制執務研修会（町の法制執務担当職員およびこれに準ずる職員を対象）を「実施要領」により開催した。

研修会受講者数は、27人

令和6年度町職員法制執務研修会実施要領

愛媛県町村会

1 研修目的

町の法制執務担当職員として必要な条例、規則の立案、解釈等の知識を修得することにより、当該町の法制の整備充実に資することを目的とする。

2 「ぎょうせい e アカデミー」 e ラーニング視聴可能期間

令和6年6月19日（水）～令和6年8月18日（日）

3 研修講師

株式会社ぎょうせい法制ソフト課 山下 勝弘 氏

4 研修受講対象者

法制執務担当職員およびこれに準ずる職員

（法令の読み方等基礎知識の習得に関する研修とし、原則として初心者を対象とする）

5 研修経費

受講者3名までについては本会が負担し、受講者が4名以上の場合は、3名を超える人数から1人につき7,040円（税込）を、各団体においてご負担くださいますようお願いいたします。

6 その他

- (1) e ラーニングでの研修方法としており、株式会社ぎょうせいから、配信期間の前日に受講者のメールアドレスにURL等が送付されます。
- (2) 送付されたURL等の使い回しは禁止されておりますので、必ず受講される方全員の名簿をご提出ください。

(7) 令和6年度管理職員研修会

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、管理職員研修会（副町長及び人事・労務管理担当（議会事務局・教育委員会を含む）部課の管理職員または人事担当者を対象）を「実施要領」により開催した。

研修会受講者数は、87人

令和6年度町職員管理職員研修会実施要領

愛媛県町村会

1 研修目的

現場におけるハードクレームの見極め方から適切な対応について、管理職員を含めた職場全体での体制づくりを図ることを目的とする。

2 「ぎょうせいeアカデミー」eラーニング視聴可能期間

令和6年8月21日（水）～令和6年10月20日（日）

3 研修科目 「公務員のためのクレーム対応講座(ハード編)」

(1) クレーム対応の基礎知識

社会の変化とお客さまの意識、クレーム対応のプロセス、不当要求とは、ハードクレームへの見極め

(2) ハードクレームへの対応技法（1）

記録の重要性、複数職員での対応

(3) ハードクレームへの対応技法（2）

事実のみの主張、イエスともノーとも言わない、対応の打ち切り

(4) ハードクレームへの対応技法（3）

クレーム常套句、状況への対応法

(5) 対応能力をさらに高めるために

他部署や警察との連携強化、後に問題を残さないための注意点

4 研修講師

イノベーション・スクエア 代表 関根 健夫 氏

5 研修受講対象者

副町長及び人事・労務管理担当（議会事務局・教育委員会を含む）部課の管理職員または人事担当者

6 研修経費

受講者5名までについては本会が負担し、受講者が6名以上の場合は、5名を超える人数から1人につき4,378円（税込）を、各団体においてご負担くださいますようお願いいたします。

7 その他

(1) eラーニングでの研修方法としており、株式会社ぎょうせいから、配信期間

の前日に受講者のメールアドレスにURL等が送付されます。

(2) 送付されたURL等の使い回しは禁止されておりますので、必ず受講される方全員の名簿をご提出ください。

◎ 令和6年12月末、積立金並びに会計現況

1 積立金

・ 振興基金積立金	344,115,000円
・ 災害見舞金基金積立金	24,344,000円

2 会計現況

・ 歳入累計額	70,513,173円
・ 歳出累計額	48,360,188円
・ 歳入歳出累計額	22,152,985円

◎ 全国町村会総合賠償補償保険事業

加入状況及び支払実績は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

◎ 団体生命共済（弔慰金）事業

加入状況及び給付実績は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

◎ 任意共済保険事業

加入状況及び給付状況は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

◎ 個人年金共済保険事業

加入状況は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

◎ 令和5年度軽自動車税申告書取扱状況

軽自動車税申告書データの取り扱いについては、平成19年4月から電算化を導入、事務処理は、一般社団法人軽自動車協会愛媛県事務所へ委託し、取扱件数等は年度単位で把握することとなった。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの件数は次のとおり。

申告書種別	取扱件数(枚)
軽自動車税申告書(新規分)	33,860
軽自動車税廃車申告書	28,564
軽自動車税変更申告書(移転・変更分)	92,239
合計	154,663

なお、令和6年3月末現在、10市7町が電算化を導入しており、その市町は次のとおり。

- ・市 松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市
四国中央市、西予市、東温市
- ・町 松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

◎ 町行財政状況等の調査

町における行財政状況および特定事項（全国町村会・他県町村会等の依頼も含む）について、下記のとおり調査を実施した。

- 1月10日 令和6年能登半島地震に係る町村職員派遣の希望について(照会)
- 3月 1日 令和6年能登半島地震における被災団体に対する職員の派遣及び元職員等の情報提供について(依頼)
- 4月15日 町村長等の給料月額調査について（全国町村会）
- 5月14日 令和7年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）」の意見照会について（全国町村会）
- 8月29日 町長等の給与ならびに議会議員各種委員等の報酬額調（本会）
- 9月25日 町村長名等の照会について（全国町村会）
- 11月22日 令和7年度における被災市町村に対する職員等の派遣及び元職員等の情報提供について（全国町村会）

その他、随時、町長、研修、視察の先進地（県内、県外）の調査および各種検討事項等に関する意見を提出するなど回答を行った。

◎ 令和6年度町職員採用試験統一実施

令和6年度町職員採用試験については、次項「実施要領」により、本会での試験問題集等の関係諸資料の取り扱いを、平成2年度から期日統一実施のみ対応することとなり本年度で35回目となり、実施町は次のとおり。

<第1回 7月14日>

松前町、砥部町、伊方町、鬼北町、愛南町

<第2回 9月22日>

久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合

<第3回 10月20日>

伊方町

令和6年度愛媛県町職員採用試験統一実施要領

1 提供問題集の種類

(1) 教養試験

(Standard I・II、Logical I・II)

(2) 社会人試験

(職務能力試験〈BEST-A〉、職務適応性検査〈BEST-P〉)

(3) 専門試験

(土木、建築、保育士、保健師他試験問題ご利用案内P.11記載の通り)

(4) 各種検査

(事務適性検査(Q)他試験問題ご利用案内P.11記載の通り)

2 受付期間および場所

(1) 受付期間 町(団体)において決定するが概ね次のとおりとする。

・第1回(高卒を除く)

自 令和6年5月30日 至 令和6年6月7日

・第2回

自 令和6年8月6日 至 令和6年8月15日

・第3回

自 令和6年9月6日 至 令和6年9月13日

(2) 場 所 各町役場等

3 試験日時および場所

(1) 統一試験日時

・第1回 令和6年7月14日(日) 午前9時以降に開始

・第2回 令和6年9月22日(日) 午前9時以降に開始

・第3回 令和6年10月20日(日) 午前9時以降に開始

(2) 試験開始時刻について

試験開始時刻の違いによる受験者間の問題情報の交換を防ぐため、教養科目等(Standard-I・II、Logical-I・II・職務能力試験・事務能力基礎試験)及び専門科目の開始時刻は、次のように設定してください。

・教養科目 午前(9時以降に開始)

・専門科目 午後(正午から13時30分までの間に開始)

※ 専門試験と各種検査は、希望により実施する。

(3) 場 所 町(団体)が決定した場所

4 受験資格

町(団体)において決定するものとする。

ただし、「令和7年3月に高等学校を卒業する方」を対象とする採用試験については、新規高等学校卒業者の就職に関する申し合わせにより、令和6年9月16日以降に実施していただくことになっております。

5 試験問題集等諸用紙

(1) 試験問題集等の申し込みは、日程表の期日までに概数をFAX又はE-mailで連絡。
(様式1<概数申込書>)

(2) 試験問題集の確定数を、日程表の期日までに本会へ郵送にて申し込み。
(様式2<試験問題集申込書>)

(3) 本会が一括して、「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ申し込み。

(4) 試験問題集等の発送は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」から到着次第、本会から実施町(団体)の人事担当課課長あて「簡易書留」で郵送。
(様式3<試験問題集等諸用紙送付書>)

(5) 試験問題集等の受領について、本会あてFAXにて送付。
(様式4<試験問題集等諸用紙受領書>)

(なお、この試験問題の他に町(団体)自体の問題(作文等)を加えても差し支えない。)

6 解答用紙および問題集の返送

町(団体)の人事担当課の責任者、または、代理者は、試験終了後用紙確認のうえ、直ちに「書留速達郵便・セキュリティ付ゆうパック」で本会あてに郵送または持参。

(本会が一括して、「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ送付。)

7 採点と結果

- (1) 採点は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」において行う。
- (2) 結果は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」から本会へ一括送付されてきた受験者の成績結果①択一得点度数分布表、②高得点順受験者一覧、③受験番号順受験者一覧を各実施町(団体)毎に本会から回送。

8 合格発表

前述の採点結果に基づき各実施町(団体)で行う。

9 経 費

試験問題の作成経費および採点等の結果処理経費は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ、受験予定者1人当たり教養1,000円・専門1,400円等を実施町(団体)が支払うものとする。

(なお、送金方法は、試験終了後、町(団体)から本会へ送金。一括して、本会から「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ送金。)

10 その他

この統一試験日以外の日程で試験実施希望にあつては、「公益財団法人日本人事試験研究センター」(東京都新宿区片町4番3号 電話03-5363-9161 FAX03-5363-9165)へ、実施町(団体)から直接申し込み等を行うこととする。(別添「試験実施ご利用案内」P.24~37を参照)

＜令和6年度愛媛県町職員採用試験の統一実施（第1回）の日程表＞
 （令和6年7月14日（日） 試験実施） 愛媛県町村会

月	日	事 項	備 考
1	5.24(金)	試験の告示（概ね）	町(団体)で行う
2	5.30(木) ～ 6.7(金)	試験申し込みの受付 （ただし、期間は実施町(団体)において 変更してもよい）	町(団体)で取りまとめる
3	6.13(木)	試験問題集の申し込み（概数）	町(団体)→本会
4	6.14(金)	[試験実施計画書]	本会→センター
5	6.20(木)	[試験問題集の申し込み（確定数）]	町(団体)→本会
6	6.21(金)	[試験諸用紙発送依頼書]	本会→センター
7	7月初旬	試験問題集等諸用紙の発送	センター→本会
8	7月初旬	〃 送付（書留で郵送）	本会→町(団体)
9	〃	〃 受領（電話FAX）	町（団体）→本会
10	〃	[試験諸用紙受領確認書]	本会→センター
11	7.14(日)	[試験日 教養・午前10:00～12:00]	町（団体）で実施
12	7.16日正午ま でに必着で発 送又は持参	解答用紙および問題集等の返送	町（団体）→本会 （書留速達で郵送又は持参）
13	7.16(火)	〃	本会→センター
14	7.19(金)頃	採点結果	センター→本会
15	7.22(月)頃	〃	本会→町
16	8月初旬	合格発表	町で行う
17	試験終了後	経費の送金 （申込部数1部当たり教養1,000円等）	町→本会

注）実施町（団体）は→町（団体）、公益財団法人日本人事試験研究センターは→センターと略記した。

＜令和6年度愛媛県町職員採用試験の統一実施（第2回）の日程表＞
 （令和6年9月22日（日） 試験実施） 愛媛県町村会

月	日	事 項	備 考
1	8.2(金)	試験の告示（概ね）	町（団体）で行う
2	8.6(火) ～ 8.15(木)	試験申し込みの受付 （ただし、期間は実施町（団体）において変更してもよい）	町(団体)で取りまとめる
3	8.21(水)	試験問題集の申し込み	町（団体）→本会
4	8.22(木)	[試験実施計画書]	本会→センター
5	8.29(木)	[試験問題集の申し込み（確定数）]	町（団体）→本会
6	8.30(金)	[試験諸用紙発送依頼書]	本会→センター
7	9月初旬	試験問題集等諸用紙の発送	センター→本会
8	9月初旬	〃 送付（書留で郵送）	本会→町（団体）
9	〃	〃 受領（電話FAX）	町（団体）→本会
10	〃	[試験諸用紙受領確認書]	本会→センター
11	9.22(日)	[試験日 教養・午前10:00～12:00]	町（団体）で実施
12	9.24日正午までに必着で発送又は持参	解答用紙および問題集等の返送	町（団体）→本会 （書留速達で郵送又は持参）
13	9.24(火)	〃	本会→センター
14	10.2(金)頃	採点結果	センター→本会
15	10.3(木)頃	〃	本会→町（団体）
16	10月初旬	合格発表	町（団体）で行う
17	試験終了後	経費の送金 （申込部数1部当たり教養1,000円等）	町（団体）→本会

注）実施町（団体）は→町（団体）、公益財団法人日本人事試験研究センターは→センターと略記した。

＜令和6年度愛媛県町職員採用試験の統一実施（第3回）の日程表＞
 （令和6年10月20日（日） 試験実施）愛媛県町村会

月	日	事 項	備 考
1	8.30(金)	試験の告示（概ね）	町（団体）で行う
2	9.6(金) ～ 9.13(金)	試験申し込みの受付 （ただし、期間は実施町（団体）において変更してもよい）	町(団体)で取りまとめる
3	9.19(木)	試験問題集の申し込み	町（団体）→本会
4	9.20(金)	[試験実施計画書]	本会→センター
5	9.26(木)	[試験問題集の申し込み（確定数）]	町（団体）→本会
6	9.27(金)	[試験諸用紙発送依頼書]	本会→センター
7	10月初旬	試験問題集等諸用紙の発送	センター→本会
8	10月初旬	〃 送付（書留で郵送）	本会→町（団体）
9	〃	〃 受領（電話FAX）	町（団体）→本会
10	〃	[試験諸用紙受領確認書]	本会→センター
11	10.20(日)	[試験日 教養・午前10:00～12:00]	町（団体）で実施
12	10.21日正午 までに必着で 発送又は持参	解答用紙および問題集等の返送	町（団体）→本会 （書留速達で郵送又は持参）
13	10.21(月)	〃	本会→センター
14	10.25(月)頃	採 点 結 果	センター→本会
15	10.28(月)頃	〃	本会→町（団体）
16	10月下旬	合 格 発 表	町（団体）で行う
17	試験終了後	経 費 の 送 金 （申込部数1部当たり教養1,000円等）	町（団体）→本会

注）実施町（団体）は→町（団体）、公益財団法人日本人事試験研究センターは→センターと略記した。

◎ 配付資料

- 1 令和6年度本会事業計画
- 2 令和6年度本会会費の分賦方法について
- 3 愛媛県町村会第77回定期総会次第
- 4 愛媛県町村会・愛媛県町村議会議長会定期総会日程
- 5 「令和6年能登半島地震」に対するお見舞いについて(報告)
- 6 令和6年度本会一般会計予算
- 7 令和6年度本会特別会計予算
- 8 令和6年度全国町村職員生活協同組合愛媛県支部予算
- 9 各団体役員就任状況一覧表
- 10 会計年度任用職員制度に関する追加資料の掲示について
- 11 「第76回全国植樹祭への協力について」
- 12 令和6年度町等公平事務委託費負担金額表(案)
- 13 自治体職員の賃金・労働条件の改善に関する要求
- 14 令和6年度四国四県町村長・議長大会開催要綱(案)
- 15 令和6年度町職員研修会実施計画
- 16 郵便局と地方創生
- 17 令和6年度本会一般会計歳入歳出決算書
- 18 令和6年度本会特別会計歳入歳出決算書
- 19 令和5年度本会特別会計利益処分
- 20 県・市町連携施策検討促進事業費
- 21 令和6年度サマージャンボ宝くじ
- 22 町議会の議員報酬の適正化に関する決議について
- 23 能登半島地震の見舞金お礼状
- 24 すべての労働者の生活改善につながる大幅な賃金引き上げと適正人員配置による労働時間縮減、快適な職場環境を求める「要求書」
- 25 2024年諸課題(ジェンダー平等推進・人員確保・労働安全衛生闘争等)の申し入れ
- 26 愛媛県商工会連合会職員採用案内
- 27 令和6年度全国町村長大会前後の関係団体大会・会議等予定一覧表(第1報)
- 28 令和6年度全国町村会デジタル創発塾募集要項
- 29 「行革甲子園2024」の開催について
- 30 「地域農政未来塾」第9期生募集要項
- 31 農業・農村のエネルギー自給戦略に関するシンポジウムの開催について
- 32 令和6年度全国町村長大会前後の関係団体大会・会議等予定一覧表(第2報)
- 33 町村長等の給料月額調査(冊子)
- 34 令和6年度基準財政需要額・基準財政収入額・財源不足額の調(冊子)
- 35 「2025年版 町村長手帳」
- 36 令和6年度全国町村長大会前後の関係団体大会・会議等予定一覧表(第3報)
- 37 2025年年賀交歓会のご案内について
- 38 町長の給与ならびに議会議員各種委員等の報酬額調
- 39 令和6年度災害共済・保険事業加入推進運動実施要綱
- 40 令和6年度全国町村職員生活協同組合共済事業加入推進運動実施要綱
- 41 採用試験情報 第002号～005号(公益財団法人日本人事試験センター発行)(冊子)

- 42 町村週報(全国町村会発行)(第3265号～第3305号)
- 43 町会報えひめ(本会発行)(第177号～第188号)

(注) 以上配付資料については、他団体からの回送分を含む